

現在の国の検討状況について

出典：厚生労働省作成資料より抜粋

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- ・ 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- ・ 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
 - ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
 - ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
 - ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
 - ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
 - ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- ・ 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - ・ スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実
 - ・ 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和等
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - － 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－
- (2) 地域連携ネットワークの機能
 - － 個別支援と制度の運用・監督－
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - － 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画(抄)

(総合的な権利擁護支援策の充実、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり)

(令和4年3月25日閣議決定)

1 成年後見制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

(1)の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する。

②新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。)が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与の在り方も含めて検討する。
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方

① 地域連携ネットワークの必要性和趣旨

ア 地域連携ネットワークの必要性

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

② 地域連携ネットワークのしくみ

ウ 中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを担う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村により直営または市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人(例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等)を適切に選定するものとする。

なお、国は1(1)に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

<参考:権利擁護支援チーム>

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ。

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関係する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することが期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

○ 市町村長申立ての適切な実施

- ・ 身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- ・ 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- ・ 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し 等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

2 身寄りのない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

議論の前提

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれ、地縁・血縁・社縁といった支え合い機能が脆弱化する中、頼れる身寄りがいないことにより、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常的な事務(例えば金銭管理や福祉サービス等利用に関する日常生活の支援、円滑な入院・入所の手続等の支援、死後事務の支援等)がないことが生活上の課題として顕在化している。
- また、判断能力が不十分な人を支える成年後見制度について、法制審議会において見直しに向けた検討が進められている。引き続き、総合的な権利擁護支援策の充実等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討が求められている。
- 頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通している。こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策についての議論を行い、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめ(令和7年5月28日)において、対応の方向性が示された。
- また、成年後見制度の見直しに伴って、判断能力が不十分な人の権利擁護を図るため、中核機関を中心とした地域のネットワークづくりのより一層の推進が求められている。

第31回社会保障審議会福祉部会（令和7年11月17日）

2-1 新たな事業について①

現状・課題

- 頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応として、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。
- いわゆる「高齢者等終身サポート事業」はこうしたニーズへの対応策の一つであるが、一定程度の費用が必要となることもあるため、資力が十分でない者も利用できる事業が求められている。また、そうした事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。
- また、第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。)の指摘(成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等)等を踏まえ、現在、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われているが、同計画では、成年後見制度が見直されるまでの間も、身寄りのない人も含め、誰もが尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくことが求められている。
- 現在の日常生活自立支援事業(以下「日自事業」という。)は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な人に対して、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。
- 一方で、地域によって日自事業の待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあることや日自事業を支える専門員や生活支援員の充足状況等に課題があることも指摘されている。

2－1 新たな事業について②

検討の方向性

- 地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいては、身寄りのない高齢者等への対応や総合的な権利擁護支援策の充実の方向性として、日自事業(社会福祉法における第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業)を拡充・発展させて、日常生活支援、円滑な入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業(以下「新たな事業」という。)を法に位置づけ、一定の公的関与の下、社会福祉協議会や社会福祉法人等の多様な実施主体が事業を実施出来るようにするとの方向性を示している。
- こうした現状やこれまでの検討結果を踏まえつつ、新たな事業に関しては、以下のとおりとすべきである。
なお、事業を実施するに当たっては丁寧な説明や十分な準備期間を設けるべきである。

【1. 趣旨】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活をし続けられるよう、生活上の課題に関する支援を行う
- ・ 資力が十分でなくても支援の必要性があり、これらの者が利用できるようにする観点から、利用者のうち一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる事業(以下「無低事業」という。)とする

第31回社会保障審議会福祉部会（令和7年11月17日）

2－1 新たな事業について③

検討の方向性

【2. 対象者】

- ・ 判断能力が不十分な人や頼れる身寄りがいない高齢者等とし、地域で自立した生活をし続けるために、生活上の課題に関して支援を要する者
- ※ 身寄りがあっても、家族・親族等の関係は様々であり、一律に身寄りがある者を対象外とすることは適當ではないと考えられる。
- ※ なお、介護保険部会においても、「身寄りのない高齢者等」という表現・定義については、その意味が抽象的で受け手によって解釈が異なる可能性がある等の意見があった。

【3. 無低事業の要件】

- ・ 事業の利用者のうち、一定割合以上が無料又は低額の料金で利用できる
- ※ 無料又は低額で利用できる資力の要件は、所得要件に加え、資産要件についても自治体のモデル事業における設定状況等を踏まえて設定することが考えられる。

第31回社会保障審議会福祉部会（令和7年11月17日）

2-1 新たな事業について④

【4. 事業内容】

○ 新たな事業の事業内容は、判断能力が不十分な人や身寄りのない高齢者等に対する「日常生活支援」に加えて、「入院・入所等の手続支援」と「死後事務の支援」の少なくとも一方を実施すること。

○ 「日常生活支援」は、地域での生活を営むのに不可欠な支援を行うことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・定期連絡等の定期的な見守り
- ・一定額の預貯金出し入れ、福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理
- ・福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービスの利用援助
- ・通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

○ 「入院・入所等の手続支援」は、身寄りがいなくても、入院・入所や退院・退所の手続が円滑に進められることを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援
- ・緊急連絡先の提供
- ・入院費用の支払代行

○ 「死後事務の支援」は、利用者が亡くなられた後、死後の事務が円滑に進められるよう、事前に準備しておくことを目的とする事業とする。

＜事業内容の例＞

- ・葬儀(火葬)・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認
- ・資格喪失手続、各種証書返却等の行政官庁への届出
- ・公共料金の収受機関等への連絡

○ 上記のほか、実施主体において、必要と考える支援の実施を妨げるものとはしない。

○ 利用者本人の意思決定支援も適切に確保

2-1 新たな事業について⑤

【5. 契約締結】

- ・ 本人又は代理人と契約締結
- ・ 本人がその契約の内容と結果を認識し、判断する能力を有していることが必要

【6. 利用料】

- ・ 原則として利用者負担とし、無料又は低額で利用できる要件に該当する者に対しては、利用料を減免。ただし、葬儀・納骨・家財処分に係る費用の実費相当は利用者が負担。
 - ・ 利用料については、各地の最低賃金や新たな事業の運営等を踏まえ、各実施主体において設定
- ※ なお、利用料金が高額にならないよう検討が必要との意見があった。

【7. 実施主体】

- ・ 事業の実施主体に制限は設けない

【8. チェック体制】

- ・ 実施主体は都道府県知事へ届出
- ・ 都道府県知事は、必要に応じて事業経営の状況調査、制限、停止を行う。違反した場合は、罰則の適用もある。
- ・ 実施主体ごとに、事業運営に関して適正な運営の確保を図る
- ・ 加えて、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン(令和6年6月)」の遵守が望ましい

<実施主体が社会福祉協議会の場合>

- ・ 都道府県内の区域であまねく事業が実施されるようにするため、現行の旧自事業と同様、都道府県社会福祉協議会・指定都市社会福祉協議会は新たな事業を実施
- ・ 運営適正化委員会は、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言又は勧告を行う

2－1 新たな事業について⑥

【9. 今後の事業実施に向けた課題】

- なお、事業を実施するに当たって更に検討が必要と考えられる点について、以下のような意見があった。
 - ・ 死後事務について相続等の法的な問題など専門的な対応を行う体制のあり方について検討すべきではないか。
 - ・ 適時に入院入所手続や死後事務について対応するための体制への配慮が必要ではないか。
 - ・ 事業の実施内容については、地域の実施主体の主体性や意向も反映されるよう検討すべきではないか。
 - ・ 新たな事業について、実施主体が事業を実施するに当たっては、利益相反を指摘されることのないよう適切な運用について整理すべきではないか。
 - ・ 入退院の手続の支援などにおいて、そもそも身元保証人が必要なのか精査すべきではないか。

第31回社会保障審議会福祉部会（令和7年11月17日）

【参考】第20回成年後見制度利用促進専門家会議で出された意見について①

○ 第20回成年後見制度利用促進専門家会議(令和7年10月21日)において、委員及び委員代理から、以下のような意見があった。

○総論

- ・新たな事業が身寄り問題を中心に議論しているように思われ、後見終了後を見据えた議論が十分になされていないのではないか。
- ・法定後見制度の適用範囲の限定化に伴い、地域生活における意思決定支援や簡易な金銭管理支援について、制度化に向けた前向きな検討をすべきではないか。

○事業内容

- ・議論が死後事務や入院・退所支援に偏りすぎており、意思決定支援に基づく日常生活や金銭管理支援を核とし、その上で入院・入所支援や死後事務支援も行うといった事業として議論をすべきではないか。
- ・意思決定支援を担うサポーター等の役割はモデル事業でも明確化されており、法的根拠として組み込むことが重要ではないか。
- ・死後事務支援は身寄りのない人にとって重要な役割だが、事業の位置づけを検討すべきではないか。
- ・新たな事業が無料又は定額の公的サービスとして提供されること、また、入院・入所調整、死後事務が新たに加わることは、高齢化が進む中で安心につながる。

○利用料

- ・原則的に利用料負担での実施が想定されているが、利用料の減免等を行うことが必要とされており、安定的に事業を運営するための財政的基盤の確保が懸念される。

【参考】第20回成年後見制度利用促進専門家会議で出された意見について②

○実施主体

- ・社協だけでは十分なニーズに対応できないことは明らかであるので、担い手の確保策を検討すべきではないか。
- ・支援を必要とする人に安定的にサービスが提供されるよう、制度の充実強化に加えて、実施機関における体制の整備や財政基盤の確保についても検討すべきではないか。
- ・身寄りのない人への支援について、地域によっては地域包括支援センターが主体となるところもあると思うが、中核機関の取り組みが頓挫しないよう連携が図れるように検討すべきではないか。

○自治体の関与

- ・指定都市以外の市町村も主体的な意識を持つための仕組みや工夫が必要ではないか。
- ・市町村単位での福祉計画や権利擁護の支援計画に落とし込むためにも、市町村単位で新たな事業を実施する枠組みが必要である。
- ・重層事業も含めて、市町村での実施体制をそれぞれ検討する中で、身寄りのない人への支援についても、市町村で実施していくことを大事にすべきではないか。
- ・人口規模の小さい自治体については、都道府県、都道府県社協の後方支援が必要であり、その体制整備と財源の確保も含めて検討すべきではないか。
- ・新たな事業が形骸化しないよう、担い手の育成と理解促進、人材や予算の確保も重要である。

○チェック体制

- ・民間事業者の参入も想定されるが、機能に見合う質の確保やチェック機能は必須であり、サービスだけではなく、様々な人との関わり、本人の地域における生活を支援する体制が必要ではないか。

2-1 新たな事業について（補足説明資料）

主なご意見

○第29回福祉部会（令和7年9月8日）における議論

①身寄りのない高齢者等への支援に係る自治体の役割について

「身寄りのない高齢者等への対応は権利擁護支援体制の一環として取り組むべき課題であることから、市町村を主体としながら都道府県及び市区町村の実情に応じた支援体制を構築するよう検討するべき」との意見や、「死後事務や医療や司法あるいは民間事業者との連携も求められるということを踏まえると市町村や都道府県の役割ということを明確化することも重要」との意見があった。

②事業者に対するチェック体制について

「身寄りのない高齢者等が適切に支援を受けることができるように高齢者等終身サポート事業を実施する民間事業者に対する都道府県や市町村におけるチェック体制を構築するべき」との意見があった。

考え方/対応の方向性

①身寄りのない高齢者等の支援に係る自治体の役割について

社会福祉法第106条の3第1項に基づき、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされているが、身寄りのない高齢者等への支援についても同条の「地域生活課題」に含まれると明確にした上で、具体的な施策として以下の対応を行うことが考えられるのではないかと。

- ・ 社会福祉法第106条の3第2項に基づく包括的な支援体制の整備のための「大臣指針」に、身寄りのない高齢者等の支援に係る市町村の役割等に関する事項を明記。
- ・ 社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画の「計画策定ガイドライン」において、身寄りのない高齢者等の支援に係る事項を明記。

※ 併せて、身寄りのない高齢者等の抱える生活課題への対応に向けて、地域ケア会議などを活用して地域課題として必要な資源を整理すること等の取組のあり方について介護保険部会において検討中。

②事業者に対するチェック体制について

第二種社会福祉事業としての規律に加えて、以下のような対応が考えられるのではないかと。

- ・ 社会福祉協議会が実施主体の場合は、運営適正化委員会が、事業の適正な運営の確保をするため、必要な助言または勧告を実施
- ・ 更に、第二種社会福祉事業として、新たな事業を実施する事業者自身が取り組むべき適正な事業運営の確保策を盛り込んだガイドライン等を示すことを検討

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

①包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
（１）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（２）支援関係機関同士の連携体制整備、（３）地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

②過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設
福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

①新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

②中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

①社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、第二種社会福祉事業等を実施可能とする

②既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施
- ・社会福祉法人の解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

①平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

②DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

①地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むためのプラットフォームの制度化

②若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた適切な対応
- ・介護福祉士養成施設の今後の在り方（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④外国人介護人材の確保・定着

- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・准介護福祉士制度について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した適切な対応

居住支援事業（シェルター事業、地域居住支援事業）

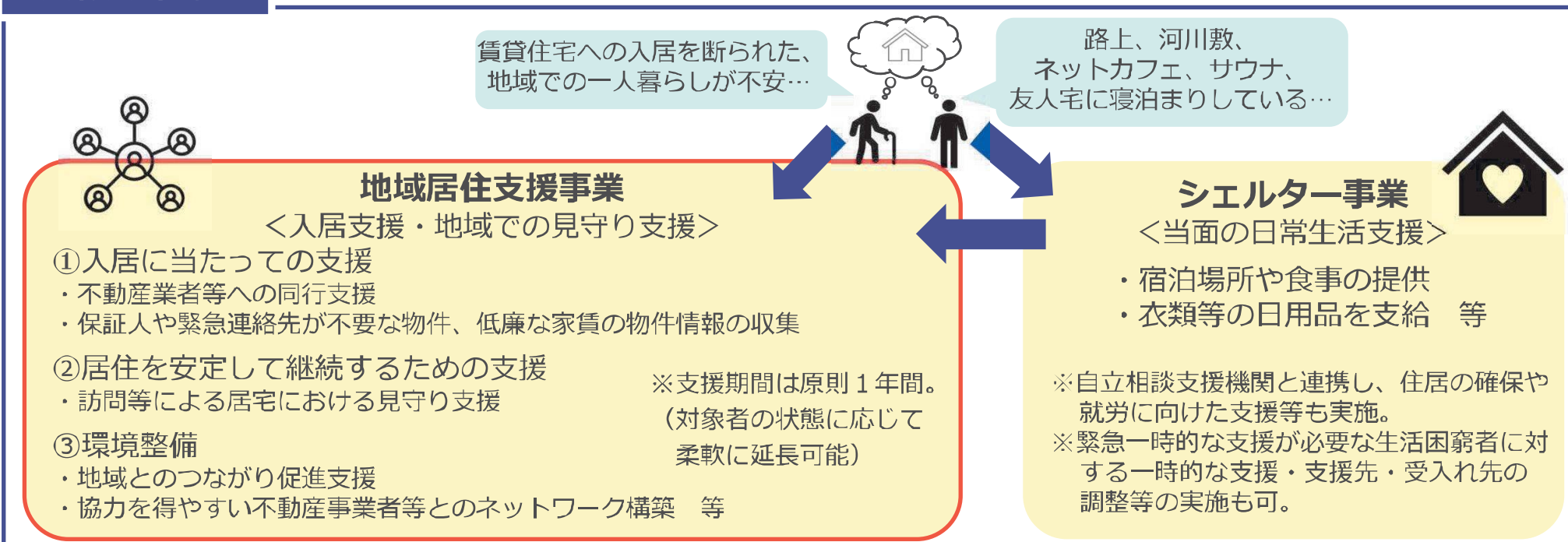
【実績】

- ・シェルター：378自治体(42%)(R6)
- ・地域居住支援:71自治体(R6)

対象者

- ・シェルター事業：路上生活者や、終夜営業店舗等にいる一定の住居を持たない不安定居住者
- ・地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



期待される効果

- ・シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- ・地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

地域居住支援事業の実施状況について

- 令和5年度に地域居住支援事業を実施した自治体のうち約9割は、「住まいに関する相談」の入居に当たっての支援や、「戸別訪問による見守り」の居住を安定して継続するための支援を実施している。

(5) 支援内容

(n=64)

①入居に当たっての支援

区分	自治体数	割合
住まいに関する相談	63	98%
不動産業者・物件の紹介	49	77%
入居契約等の手続(内覧同行や賃貸借契約の立ち会い)等	48	75%
家賃債務保証の斡旋	6	9%
事務所(法人)で借り上げて入居支援(サブリース)	16	25%
シェルター等への一時的な入居支援	23	36%
引っ越し時の家計整理、搬出・搬入などの支援	54	84%
病院の医療ソーシャルワーカー等と連携した、退院・退所後に居住支援を必要とする者の把握	11	17%
その他	27	42%

②居住を安定して継続するための支援

区分	自治体数	割合
戸別訪問による見守り	58	91%
安否確認・緊急時対応(緊急通報、駆け付け等)	43	67%
生活支援	45	70%
金銭、財産管理	28	44%
近隣との関係づくり、サロン等への参加	29	45%
近隣や家主との間のトラブル対応	41	64%
就労支援	43	67%
その他	3	5%

訪問頻度

区分	自治体数	割合
週に2~3回	2	3%
週に1回	3	5%
月に2~3回	1	2%
月に1回	38	63%
半年に2~3回	3	5%
年に2~3回	1	2%
年に1回	8	17%
その他	2	3%

③互助の関係作り

区分	自治体数	割合
交流の場作り(サロン等)	30	47%
その他	32	50%

④関係機関等との連携状況

区分	自治体数	割合
居住支援関係機関(宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等)等との連携あり	61	95%